

虐待に気づいた人には通報義務があります

障害者虐待防止法（正式名＝障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が10月1日から施行されました。

対象となる障害者

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の障害や社会的な障壁により、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方

*障害者手帳を取得していない場合も含む

虐待する側の対象者

①養護者

障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居人

②障害者福祉施設従事者等

障害者支援施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員

③使用者

障害者を雇用している事業主など

このような
行為は
虐待です

放棄・放任

食事、排せつ、入浴、洗濯などの世話をしない、などのネグレクト

身体的虐待

殴る、ける、つねる、縛り付ける、閉じ込める、など

心理的虐待

怒鳴る、脅す、無視する、仲間はずれにする、など

性的虐待

裸にする、わいせつなことをしたりさせたりする、など

経済的虐待

勝手に年金や預貯金、財産などを使う、金銭を与えない、など

香美市障害者虐待防止センター を設置しました

福祉事務所に障害者虐待防止センターを設置し、障害者本人や養護者などから相談を受け付けています。相談内容を確認し、障害者本人の安全確認を目的に訪問などを行い、虐待防止のための支援を行っていきます。通報や届け出をした人の情報は守られます。また、匿名でも受け付けています。ご協力をお願いします。

虐待を発見もしくは虐待と見受けられる場合は早めにご連絡を

平日 8:30～17:15 ☎ 53-3117（福祉事務所）

休日・上記以外の時間帯 ☎ 53-3111（市役所代表）

障害者の権利・利益を守り、安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

